

◎新潟県訓令第15号

本 庁
地 域 機 関

新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成28年8月29日から実施する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第3 （第65条関係）		別表第3 （第65条関係）	
記 号	地 域 機 関 の 名 称	記 号	地 域 機 関 の 名 称
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	新 振 津 農	〃 新津農業振興部
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	新 津 農 普	新 津 〃
(略)	(略)	(略)	(略)